平成２９年（フ）第７３４号
堺市中区土師町４丁25番17号、前住所堺市中区深井畑山町2642番地１　クレイノ畑山Ⅱ103号
債務者　中本　直也
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県西脇市和田町３番地の３、住民票上の住所兵庫県西脇市和田町３番地の２
債務者　安好　和彦
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３９号
兵庫県加西市北条町北条715―３、住民票上の住所兵庫県加西市山下町1494番地の１
債務者　小林　利恵
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２０号
香川県三豊市三野町大見甲3514番地７　プレジール・ジュン203号
債務者　森口　盛司
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第２２号
香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地11棟205号
債務者　奥田　伸子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第２３６号
盛岡市岩脇町16番27号
債務者　吉田　隆司
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４号
山形県鶴岡市大山３丁目17番14号
債務者　浅野　淑子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１４７号
長野県松本市波田5712番地244　北原県住24号
債務者　三枝　陽子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２２７２号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―1003号
債務者　古井　　修
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３０号
大阪府四條畷市美田町２番５号、前住所大阪府四條畷市大字中野539番地の１　Ｍ’ＰＬＡＺＡ四條畷309
債務者　數胴　誘子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２３号
大阪市東住吉区南田辺２丁目２番28号
債務者　宮本　加織
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５４号
大阪市城東区今福東３丁目７番２―203号
債務者　荘司　和明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１００号
大阪市天王寺区石ケ辻町14番12―8003号、前住所大阪市生野区小路東２丁目８番12号
債務者　野村　公彦
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７２号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目24番23号　ＫＡＮＥ’Ｓ　ＨＯＵＳＥ602号
債務者　髙群　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２４号
大阪市住吉区清水丘１丁目８番19号　ロイヤルコート清水丘　303号
債務者　西川　元規
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７７号
大阪府寝屋川市長栄寺町19―15―204、住民票上の住所大阪府大東市錦町７番22号　パーソナル12番館201号
債務者　東筋　正英
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５３１号
大阪府東大阪市小阪２丁目19番８号　ワイエム八戸ノ里702号
債務者　木下由美子（旧姓北風）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部